

## 身体拘束等の適正化指針

### (基本的考え方)

- 1 特定非営利活動法人横須賀つばさの会は、事業所の運営方針として、人権の尊重と利用者自らの自由意思による選択を支援の基本に位置付けている。利用者の尊厳ある生活や行動を制限する身体拘束を実施する場合にあっては安易に正当化することなく、この指針に従い適正に対処するものである。

### (身体拘束の原則禁止)

- 2 利用者の支援にあっては、当該利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護する必要から、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を不当に制限する行為を禁止する。

### (やむを得ず身体拘束を行う三原則)

- 3 利用者の障害の状況を理解し、可能な限り身体拘束を行わず支援することを原則とする。しかしながら、次の3つの要件をすべて満たす場合は、必要最低限の範囲で身体拘束を行うことがある。
  - ① 切迫性: 当該利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
  - ② 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法が無いこと。
  - ③ 一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### (やむを得ず身体拘束を行う場合の留意点)

- 4 当該利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「身体拘束等の適正化対策検討委員会」にて十分な検討を図り、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、3に定める三原則の要件を満たす場合に行う。ただし、「身体拘束等の適正化対策検討委員会」での検討を図る時間的余裕がないと判断した場合は、直ちに、身体拘束を実施できるものとする。この場合にあっては、事後、遅滞なく「身体拘束等の適正化対策検討委員会」に報告し、その必要性を諮るものとする。

### (身体拘束の実施解除までの手続き)

- 5 やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手続きを取るものとする。
  - ① 事業所内会議を実施し、必要性を協議する。  
↓
  - ② 「身体拘束等の適正化対策検討委員会」に諮る。  
(ただし、委員会に諮る時間的な余裕がない場合は、上記4の後段の措置とする。)  
↓
  - ③ 当該利用者本人及び保護者に対し説明する。  
↓
  - ④ 報告書を作成する。 ※別紙「身体拘束報告書」参照  
↓
  - ⑤ 身体拘束解除に向けての評価をする。  
↓
  - ⑥ 身体拘束の解除

### (職員等研修)

- 6 身体拘束等の適正化対策検討委員会の指示に従い、全職員を対象に身体拘束適正化に向けての研修を実施する。